

高森町地球温暖化対策実行計画事務事業編

第一期 令和4年度 ～ 令和8年度

(2022年度～2026年度)

【計画履歴】

1. 第一期計画 令和4年（2022年）3月策定
- 2.

目次

第1章 基本的事項	3
1. 目的	3
2. 対象範囲	4
3. 対象とする温室効果ガス	5
4. 計画期間	5
第2章 CO₂の排出状況	6
1. CO ₂ 排出量	6
第3章 計画の目標	9
1. 基準年度及び計画目標年度	9
2. 温室効果ガス排出削減目標	9
第3章 目標達成に向けた取組み	10
1. 方針	10
2. 具体的取組み	10
第4章 進行管理	12
1. 推進体制	12
2. 進行管理 (PDCA)	13
3. 公表	13

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

(1) 背景

気候変動問題は避けることができない喫緊の課題となっています。日本においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、熊本県内に甚大な被害をもたらした「令和2年7月豪雨」は、地球温暖化の進行に伴う長期的な大気中の水蒸気の増加により降水量が増加した可能性が指摘されています。今後、地球温暖化の進行に伴って豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されていることから、地球温暖化を防止することは人類共通の課題となっています。

そのため、国は令和2年(2020年)10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること(脱炭素社会の実現)を表明しました。高森町を含む熊本連係中枢都市圏18市町村は、この国の表明に先駆けて令和2年(2020年)1月に2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す方向性を確認し、全国初の共同策定の地方公共団体実行計画(区域施策編)となる「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を令和3年(2021年)3月に策定しました。当該計画は、連携中枢都市圏内の住民や事業者等の活動により排出される温室効果ガス削減に向けた方向性を示すものであり、町内の温室効果ガス削減に向けて、町も一事業者として事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減する必要があります。

この度、高森町地球温暖化対策実行計画事務事業編(以下、「計画」)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」)第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画(事務事業編))を策定し節電や省エネ等の取組みを推進します。

(2) 目的

本計画は、町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みを行い、町内及び熊本連携中枢都市圏内の地球温暖化対策を積極的に推進することを目的とします。

2. 対象範囲

計画の対象範囲は高森町が行う事務事業のすべてとします。

ただし、指定管理施設である奥阿蘇物産館、奥阿蘇キャンプ場、奥阿蘇特産品加工場、及び民間運営施設である鍋の平キャンプ場については対象から除外します。

計画の対象となる施設・設備・公用車は表1，2とおりです。

表1 計画の対象となる施設・設備

部局	主管課	施設・設備
町長部局	総務課	町役場本庁舎・高森総合センター 草部出張所・朋遊館・消防団施設 防災無線設備
	生活環境課	色見総合センター・上色見総合センター 草部総合センター・色見生涯学習センター 上色見生涯学習センター 草部生涯学習センター 高森自然学校・河原総合センター 河原生涯学習センター・尾下体育館 高森湧水トンネル公園・湧水資料館 らくだ山・高森峠・中原霊園 野尻親水公園・多々野原公園
	住民福祉課	上在憩の家・子育て支援センター 色見保育園・高森東保育園
	農林政策課	アグリセンター
	建設課	公営住宅・町営上水道設備
教育長部局	教育委員会事務局	高森中央小学校・高森中学校 高森東小学校・高森東中学校 高森中央小学校給食共同調理場 高森東学園義務教育学校給食共同調理場 高森町民体育館・町民グラウンド

表2 計画の対象となる公用車

部 局	主管課	車種・台数
町長部局	総務課	1 tトラック (バネット)、ヴォクシー、スペーシア、プリウス、福祉車
	生活環境課	生環ボンゴ18、軽トラ (キャリア)
	政策推進課	エスクアエア
	住民福祉課	ミライース
	健康推進課	デミオ、LUCKY号、HAPPY号
	税務課	税務ボンゴ19、地籍調査車
	農林政策課	ニッサンAD、ジムニー
	建設課	水道ボンゴ、水道軽トラ、2 tトラック 土木サクシード
	TPC	エブリー
教育長 部局	教育委員会 事務局	フィット

3. 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項に規定される温室効果ガスのうち、事務事業に係る温室効果ガス排出量の8～9割を占める二酸化炭素に加え、公用車の走行に係るメタン及び一酸化二窒素を対象とします。

4. 計画期間

国の「地球温暖化対策計画」(基準年度2013年度(平成25年度)、中期目標年度2030年度(令和12年度))を踏まえ、計画期間は2022年度(令和4年度)から2030年度(令和12年度)までの8年間とします。なお、温対法の改正等の社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて中間見直しを行います。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1. 直近(令和2年度(2020年度))の温室効果ガス排出量

直近（令和2年度（2020年度））の町の事務事業に係る温室効果ガス排出量は表3のとおりです。

なお、当該年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、一部の町有施設や公用車の利用が制限されていたため、エネルギー使用量が例年より少なかったことが推測されます。

表3 令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量

種別	単位	使用量 (A)	排出量 電力 (A×B) 他 (A×B×C) (kg-CO ₂)	割合 (%)	排出係数 ^{※1} (B)	単位発 熱量 (C)	
電力	kWh	2,194,230	800,894.0	93.6	0.365 ^{※2} (kg-CO ₂ /kWh)		
化石燃料	ガソリン	ℓ	12,031.1	27,932.1	3.3	※2 0.0671 (kg-CO ₂ /MJ)	34.6 (MJ/l)
	軽油	ℓ	426.5	426.5	0.05	0.0687 (kg-CO ₂ /MJ)	37.7 (MJ/l)
	LPG	m ³	3,727.9	24,788.1	2.9	0.0598 (kg-CO ₂ /MJ)	50.8 (MJ/kg)
CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)			841,959.7	99.8			
メタン及び一酸化二窒素排出量 (kg-CO ₂)			1,299.8	0.2	公用車の走行に伴う もの (CO ₂ 換算)		
温室効果ガス排出量 合計 (kg-CO ₂)			855,340.4				

※1 表に示した排出係数(B)は、炭素をCO₂に換算した数値

例：ガソリン排出係数(炭素)0.0183×44/12=0.0671

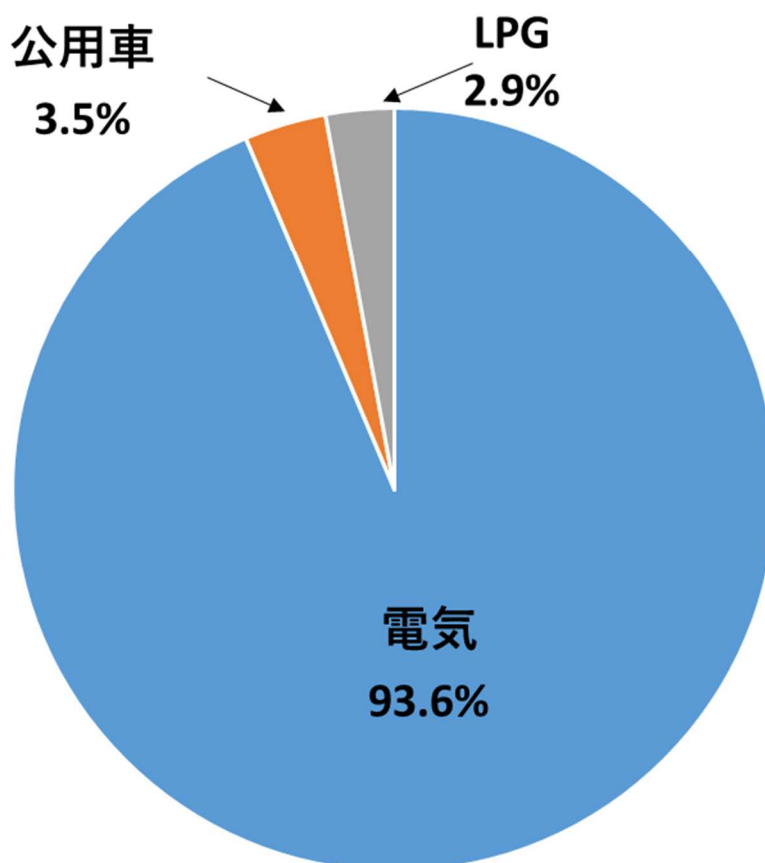
※2 電力の排出係数は九州電力の実排出係数を使用（実績に応じて毎年度変動）

2. 温室効果ガス排出量の構成比

2020年度の温室効果ガス排出量の原因別構成比を見ると、電気使用に伴うものが全体の9割以上を占め、次いで公用車の使用（ガソリン、軽油等）による排出（3.5%）、給食センターによるLPGの使用（2.9%）の順となっています。

温室効果ガス排出削減に向けては、電気使用量の削減に向けた行動や電気設備更新時の省エネ化及び公用車使用時のエコドライブを推進や低燃費車両の調達等が特に有効な取組みと考えられます。

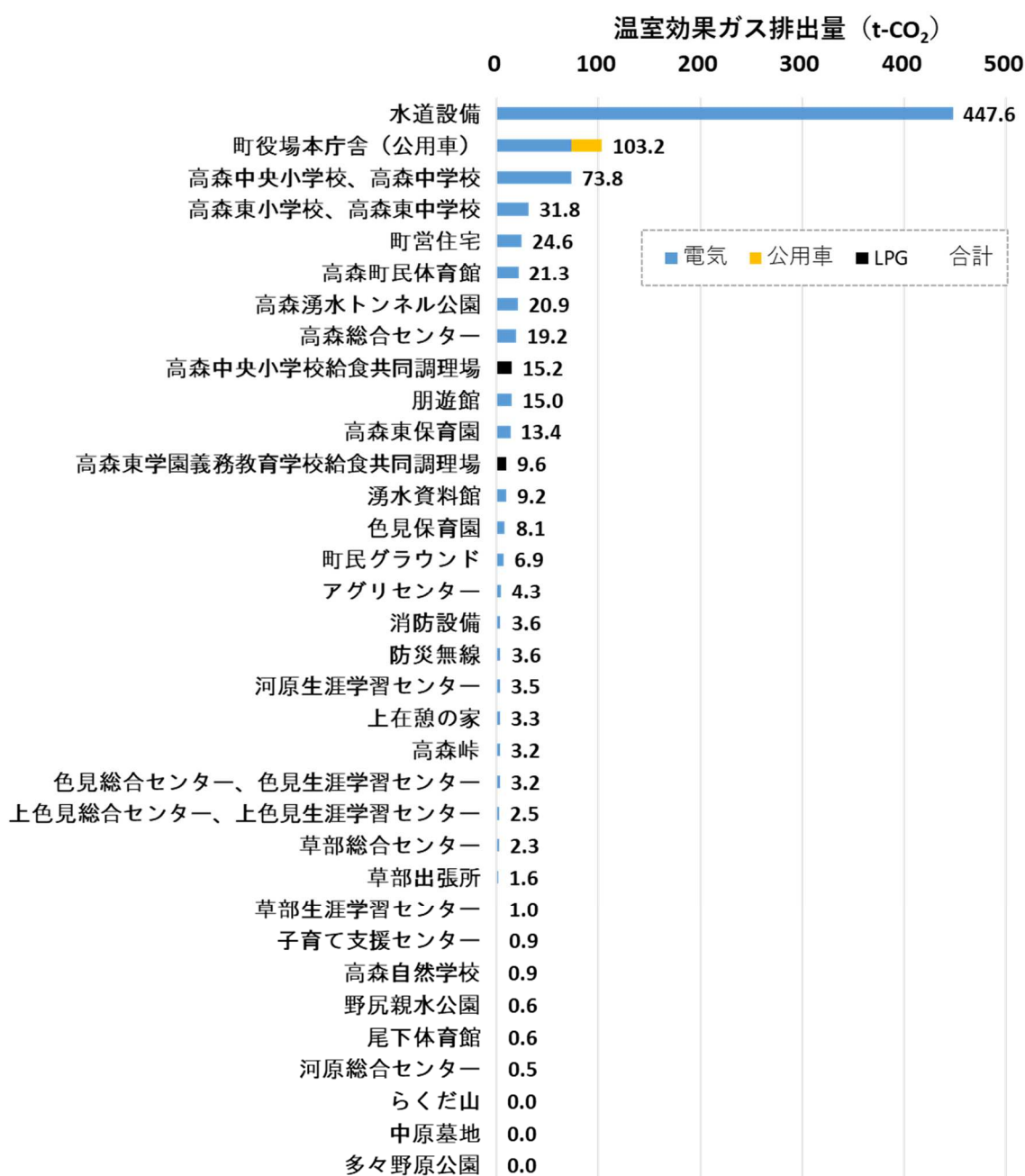
図1 令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量の構成比



3. 施設別の温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量を町有施設別に分けると、水道設備に係る排出量が447.6 t-CO₂と最も多く、次いで、本庁舎（103.2 t-CO₂）、高森中央小学校及び高森中学校（73.8 t-CO₂）となっています。これら3施設を合計すると、全体の約73%を占めています。

図2 令和2年度（2020年度）の施設別の温室効果ガス排出量



第3章 計画の目標

1. 基準年度及び計画目標年度

温室効果ガス排出量の評価に当たり基準となる年（基準年度）は、計画策定時点で直近の算定年（令和2年度（2020年度））とします。

なお、当該年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い一部の町有施設や公用車の利用が制限されていたことにより、エネルギー使用量が例年より少なかったことが推測されることから、今後のエネルギー使用量の推移を踏まえ、必要に応じて基準年度の変更について検討します。

また、計画の目標となる年（目標年度）は、国及び熊本県の温室効果ガス削減目標と整合を取り、令和12年度（2030年度）とします。

【基準年度】 令和2年度（2020年度）

【目標年度】 令和12年度（2030年度）

2. 温室効果ガス排出削減目標

2030年度の温室効果ガス削減目標は基準年度（令和2年度（2020年度））比8%削減とします。

なお、計画の中間見直しを実施する場合は、計画の進捗状況やエネルギー使用量の推移等を踏まえ、必要に応じて目標の見直しを行います。

第3章 目標達成に向けた取組み

1. 方針

町内の温室効果ガス削減に向けて、事業者や一般家庭の模範となるよう、全職員が同じ認識をもって必要な取組みを推進し、事務事業に係る温室効果ガス排出量を削減します。

また、毎年度取組結果を把握、評価し、改善策を講じると共に取組状況を公表します。

2. 具体的取組み

【毎日の行動】

照明器具、空調機器、給湯設備、事務機器、車両の適切な使用と管理について、毎日の具体的取組みを以下のように定めます。

表4 目標達成に向けた具体的取組み

項目	具体的取組内容
照明	<ul style="list-style-type: none">・事務室、会議室、トイレ等各部屋のこまめな消灯：全職員・住民サービスに支障がない範囲で昼休みの消灯：担当職員・退庁時の完全消灯：全職員
冷暖房	<ul style="list-style-type: none">・空調の適切な使用（室温目安夏27℃、冬20℃）：担当職員・クールビズやウォームビズの推進：全職員・空調機器フィルターの清掃：担当職員・サーキュレータ併用等による効率化：担当職員
事務機器 (全職員)	<ul style="list-style-type: none">・外出時PCの電源OFF・事務機器の省エネモードでの使用
その他 (全職員)	<ul style="list-style-type: none">・マイボトル、マイバッグ等の利用推進・給湯器やポット利用の合理化・節水行動の推進
エコドライブ (全職員)	<ul style="list-style-type: none">・急加速、急発進をしない・無用なアイドリングやエアコンの過度な使用をしない・経済速度（等速での走法や車間距離の確保）運転の励行・不要な物は積載しない・適正な空気圧での使用

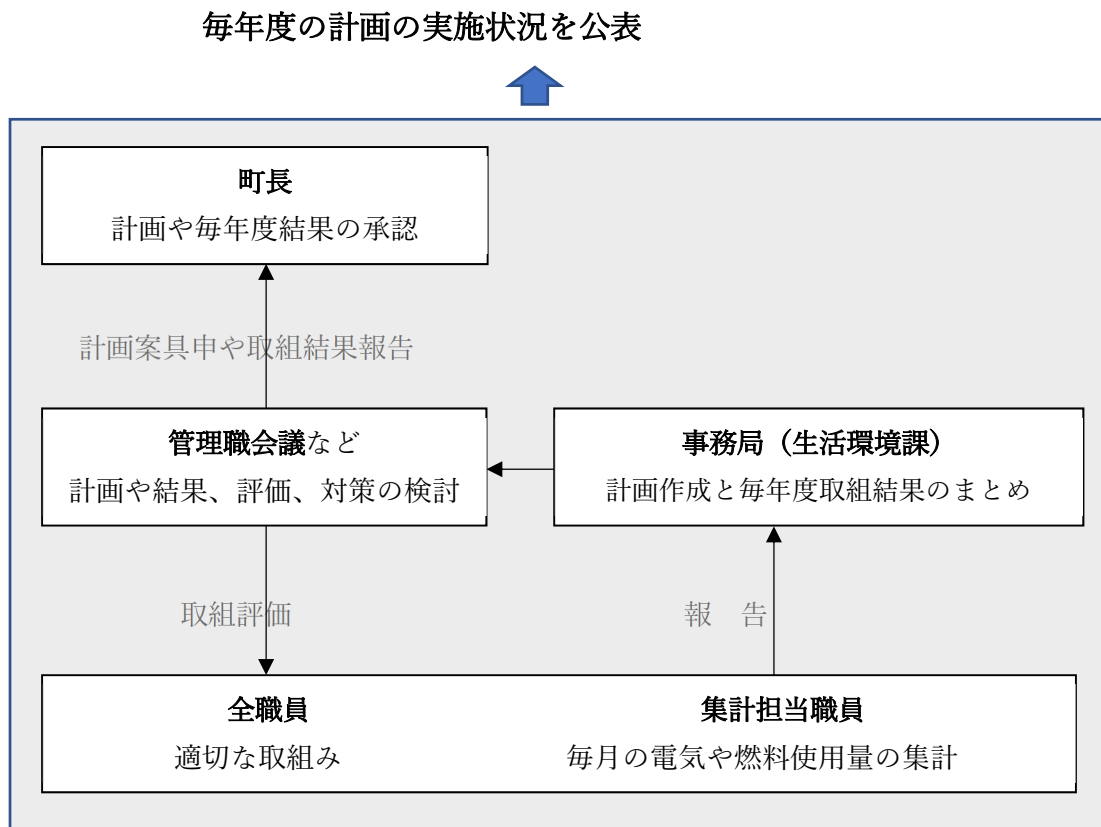
【機器の更新】

設備、備品などの更新、購入の際は以下のことを行います。

- ① 照明器具の LED 化推進
- ② ハイブリッド・EV など低燃費自動車への転換
- ③ 給湯機の電化推進
- ④ エネルギー使用量が大きな設備や機器の洗い出しと更新検討
- ⑤ 公共施設屋根等への太陽光発電設備の設置検討

第4章 進行管理

1. 推進体制



町長：計画と毎年度の取組結果、評価、対策を承認し、公表することを課長会や事務局に指示する。

管理職会議：計画原案及び毎年度の取組結果、評価、対策について検討し、市町村長に具申する。

事務局：計画更新時に計画原案を作成し、課長会に提出する。

毎年度の取組結果をまとめ、評価し、対策案をまとめる。

全職員：業務遂行において、「具体的取組み」を行い習慣化する。

集計担当職員：

電気の集計、自動車燃料の集計のため、報告用帳票を用いて毎月事務局に報告する。

2. 進行管理(PDCA)

計画の進行管理（PDCA）のため、毎年度の取組結果の取りまとめ等を表5のとおり実施します。

表5 計画の進行管理（PDCA）年間スケジュール

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
適切な取組み(全職員)													
月使用量集計/報告(担当職員)													
年間使用量集計(事務局)													
取組結果報告案作成(事務局)													
取組結果検討/具申(管理職会)													
結果の承認(町長)													
結果の公表													

3. 公表

各施設の取組状況を取りまとめ、毎年10月末までに結果を各施設へ周知するとともに、前年度のCO₂排出量等を町ホームページや広報紙等で毎年度公表します。